

重要

回答期限 6月26日(月)

事務連絡
令和5年6月12日

各介護サービス事業所・介護保険施設 御中
(島根県が指定等を行っている事業所・施設に限る)

島根県健康福祉部高齢者福祉課

業務継続計画策定状況調査について (依頼)

平素より、高齢者福祉事業の適切な運営に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護サービス事業所・介護保険施設における業務継続計画の策定については、令和6年3月31日までは努力義務ですが、4月以降は策定が義務となります。

また、当該計画に基づく研修や訓練の実施も必要です。

感染症や自然災害の発生に備えるため、できるだけ早期に計画を策定するとともに、研修や訓練の実施についてもよろしくお願ひします。

このことに関して、令和5年3月末時点における業務継続計画の策定状況を確認するための調査を実施しますので、下記により令和5年6月26日(月)までにご回答いただきますようお願いいたします。

記

1 調査回答の方法

以下により「しまね電子申請サービス」の回答フォームにアクセスのうえ回答
県高齢者福祉課トップページ

>介護保険(事業者向け)

※新型コロナウイルス感染症(介護保険事業者向け)とは異なります(別紙参照)

>目次中「10.業務継続計画の作成」

>業務継続計画(BCP)策定状況調査について

2 回答期限 令和5年6月26日(月)

担当

高齢者福祉課 小松原

TEL 0852-22-6695

FAX 0852-22-5238

komatsubara-shigeo@pref.shimane.lg.jp